

平成28年8月15日

『改正個人情報保護法Q & A』  
～第6回 オプトアウト手続の厳格化～

執筆者：渡邊 雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email [m-watanabe@miyake.gr.jp](mailto:m-watanabe@miyake.gr.jp)

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』<sup>1</sup>）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

---

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「番号法」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

「事業者ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)

**Q 改正個人情報保護法においてはオプトアウトの方法による個人データの第三者提供の手続が厳格化することですが、その具体的な内容について教えてください。**

**A** オプトアウトについて、「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」方法が明確化されると共に、オプトアウトに関する事項を個人情報保護委員会にあらかじめ届けなければならないこととなります。また、要配慮個人情報を含む個人データについてはオプトアウトの方法による第三者提供は認められません。

**【解説】**

**1 オプトアウト手続**

個人情報取扱事業者が個人データの第三者提供をするためには、あらかじめ本人の同意を得るのが原則です（保護法 23 条 1 項本文）。本人から「事前の同意」を得ることを「オプトイン」(opt-in)とも言います。

これに対して、あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしない限り、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めることを、「オプトアウト」(opt-out)といます。

現行の個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる ~ の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができることとされています（保護法 23 条 2 項）。

第三者への提供を利用目的とすること。

第三者に提供される個人データの項目

第三者への提供の手段又は方法

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

**2 改正の背景**

本改正の背景は、平成 26 年 6 月に発覚した、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」といいます。）の会員情報の流出です。

平成 26 年 6 月 27 日、ベネッセの業務委託先元社員が、ベネッセの顧客情報を不正に取得し、約 3,504 万件分の個人情報を名簿業者 3 社へ売却したことが発覚しました。

この際に、名簿業者が、名簿（個人データ）を本人が認知し得ないオプトアウトの方法を用いて、他の名簿業者に拡散していたことが発覚しました。

これが今回のオプトアウト手続の厳格化の改正の契機となりました。

### 3 改正内容

#### (1) 厳格化の内容

オプトアウトの方法による個人データの第三者提供の下記の各点において厳格化します(保護法 23 条 2 項～ 4 項)。

- 「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く措置」を限定
- 要配慮個人情報についてはオプトアウトの方法が利用できないことになる。
- 「あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」事項(通知等事項)として「本人の求めを受け付ける方法」が追加される。
- 通知等事項について個人情報保護委員会にあらかじめ届け出なければならない。
- 個人情報保護委員会は、オプトアウトの届出があったときは当該届出に係る事項を公表しなければならない。

【改正法により厳格化するのは下線部です。】

1. 個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個人データ(要配慮個人情報を除く。)の第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。(保護法 23 条 2 項)

第三者への提供を利用目的とすること

第三者に提供される個人データの項目

第三者への提供の方法

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

本人の求めを受け付ける方法

2. 個人情報取扱事業者は、・ ・ ・に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。(保護法 23 条 3 項)

3. 個人情報保護委員会は、上記の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。(保護法 23 条 4 項)

#### (2) あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く措置の限定

オプトアウト手続による個人データの提供に際しての事前の通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより行うこととされました。なお、通知又は容易に知り得る状態に置いた事項を変更する場合も同様です。(保護法 23 条 2 項、3 項、規則案 7 条 1 項)

施行日前に通知する場合についても同様です(改正法附則 2 条、規則案附則 6 条)。

第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項（法 23 条 2 項各号）を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

これは、従来「容易に知り得る状態」の具体例とされていた、ホームページ等への継続的な掲載や事務所での掲示や備え付けは、その方法や期間によっては本人が十分に認知し得ないのではないかとの指摘に基づくものです。

上記の「本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項（法 23 条 2 項各号）を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。」に関しては、経済産業省の「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の「本人が容易に知り得る状態」（2-1-11）に記載されている以下の事例が参考になります。

**【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】**

事例 1 ) ウェブ画面中のトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載等が継続的に行われていること。

事例 2 ) 事務所の窓口等への掲示、備付け等が継続的に行われていること。

事例 3 ) 広く頒布されている定期刊行物への定期的掲載を行っていること。

事例 4 ) 電子商取引において、商品を紹介するウェブ画面にリンク先を継続的に掲示すること。

**（3）要配慮個人情報の除外**

要配慮個人情報（保護法 2 条 3 項）については、要配慮個人情報以外の個人データでは認められるオプトアウトの手続（保護法 23 条 2 項～ 4 項）の適用は認められません。

これは、オプトアウト手続については、法に定める一定の手続をとったとしても、実際には本人が明確に認識できないうちに個人データが第三者に提供されるおそれがあるため、情報の性質上慎重な取扱いが求められる要配慮個人情報にはかかる取扱意を認めないものとしたのです。

#### (4) 通知等事項(届出事項)

改正後、個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続において、以下に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければなりません(保護法 23 条 2 項)。

第三者への提供を利用目的とすること  
第三者に提供される個人データの項目  
第三者への提供の方法  
本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。  
本人の求めを受け付ける方法

～ は改正前と同じ事項ですが、 の「本人の求めを受け付ける方法」は改正により新たに追加される事項です。

「 第三者に提供される個人データの項目」としては、例えば「氏名、住所、電話番号」や「氏名、商品購入履歴」が該当します。

「 第三者への提供の手段」としては、例えば「書籍として出版」、「インターネットに掲載」、「プリントアウトして交付等」が該当します。

「 本人の求めを受け付ける方法」は、例えば、電話、メール、ホームページにおける入力フォームへの記載、書面、窓口での対応といった、本人の求めを受け付ける具体的な方法を指します。

#### (5) 個人情報保護委員会への届出・公表

上記(4)の通知等事項は、個人情報保護委員会に事前に届け出ることとされます(保護法 23 条 2 項)。個人情報保護委員会は、この届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければなりません(同条 4 項)。

個人情報保護委員会への届出・同委員会による公表を通じて、本人が必要に応じて提供停止を求め易くなります。また、個人情報保護委員会は、オプトアウト手続を行う事業者を把握しやすくなり、適切な監督が可能となります。

##### ア 個人情報保護委員会への届出の様式

別紙様式第一の届出書によります。

##### イ 個人情報保護委員会への届出の方法

個人情報取扱事業者は、個人情報オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない

りません。なお、届け出た事項を変更する場合も同様です。(規則案7条2項)

個人情報保護委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法  
( )  
届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提出する方法  
  
( ) 施行日前に届出を行う場合及び個人情報保護委員会が について別途定めるまでの間については、 の方法によります。(規則案附則2条)

#### ウ 代理人による届出

個人情報取扱事業者は、代理人によって上記の届出を行う場合には、代理権を証する書面(電磁的記録を含む。)(別紙様式第二の委任状)を提出しなければなりません。(規則案7条3項)

#### エ 外国にある個人情報取扱事業者の代理人

外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければなりません(規則案8条)。

#### オ 個人情報保護委員会による公表

個人情報保護委員会による個人情報取扱事業者によるオプトアウトの届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行います(法23条4項、規則案9条)。

#### カ 個人情報取扱事業者による公表

個人情報取扱事業者は、上記オの個人情報保護委員会による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項(変更があったときは、変更後の事項)を公表しなければなりません(規則案10条)。

#### (6) 経過措置

改正法施行後にオプトアウトの方法により個人データを第三者に提供しようとする個人情報取扱事業者は、改正法の施行前においても、「本人の求めを受け付ける方法」に掲げる事項に相当する事項について本人に通知するとともに、同項各号に掲げる事項(上記 ~

)に相当する事項について個人情報保護委員会に届け出ることができます。この場合には、当該通知および届出は、施行日以後は、同項の規定による通知および届出とみなされます(改正法附則2条)。

#### **4 個人情報取扱事業者によるオプトアウト手続が不十分な場合**

個人情報取扱事業者による本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、個人情報保護委員会は、当該個人情報取扱事業者に対して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること、勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由なく勧告された措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認められるときは、勧告した措置をとるよう命令することができます(保護法42条1項・2項)。

個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に対して、個人情報の取扱いについて報告を求め、又は立入検査を行うことができます(保護法40条)。

措置命令を受けた事業者が命令に従わない場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます(保護法84条)。



別記様式第一（第七条第二項、附則第二条第一項及び附則第七条第一項関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報保護に関する法律（第 23 条第 2 項・第 23 条第 3 項）・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 2 条）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

届出者の氏名又は名称 印  
住所又は居所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1. 新規      2. 変更（元の届出番号：      ）
個人又は法人等の別	1. 個人      2. 法人等
届出者の氏名 又は居所	（フリガナ）
法人番号（13桁）	
届出者の氏名 又は居所	都道      市区 府県      町村
	電話      （      ）
代表者の氏名 （届出者が法人等の 場合に限る。）	（フリガナ）
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合 には記載は省略可）	（フリガナ）

	電話 (     ) E-mail
--	----------------------

2. 届出項目

(1) 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

( 内に印を付けること。)

(2) 第三者への提供を利用目的としていること。

--

(3) 第三者に提供される個人データの項目

--

(4) 第三者への提供の方法

--

(5) 本人の求めを受け付ける方法 (該当するもの全ての 内に印を付けること)

郵送 (宛先: )

受付窓口 (住所: )

電話 (番号: )

WEB (URL: )

その他 ( )

3. 本届出書に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

【     年     月     日】

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望 (いずれかの 内に印を付けること。)

希望なし

次の理由により、【年 月 日】以後の公表を希望

(公表日を指定する理由: )

5. 本届出書に係る個人データの第三者への提供が、法令等に抵触するものではないこと。

( 内に印を付けること。)

6. 添付書類 ( 内に印を付けること。)

委任状 (代理人により届出を行う場合に限る。)

## 記載要領

- 1 . 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
- 2 . 数字を付した欄は、該当する数字を で囲むこと。
- 3 . 「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
- 4 . 「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
- 5 . 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
- 6 . 2 . ( 2 ) の欄には、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、本人に通知し、若しくは公表した利用目的又は同条第 2 項の規定により、本人に対して明示した利用目的の該当箇所を記載すること。
- 7 . 5 の「法令等」には個人情報の保護に関する法律も含まれる。例えば要配慮個人情報を同法第 23 条第 2 項の規定により第三者に提供することはできない。
- 8 . 本届出書には届出者により記名押印又は署名をすること。
- 9 . 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第二（第七条第三項、附則第二条第二項及び附則第七条第二項関係）

## 委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、(個人情報保護に関する法律(第23条第2項・第23条第3項)・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第2条)の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）